

陸上自衛隊の警備区域に関する訓令

陸上自衛隊訓令第4号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊の警備区域に関する訓令を次のように定める。

昭和35年1月7日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊の警備区域に関する訓令

改正 昭和36年10月13日隊訓第21号 平成11年3月19日庁訓第8号  
平成19年1月5日庁訓第1号

陸上自衛隊の警備区域に関する訓令（昭和29年陸上自衛隊訓令第8号）の全部を次のように改正する。

（方面総監の指揮系統外の部隊等に対する指揮）

第1条 方面総監は、自衛隊法施行令第14条に規定する警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項（以下「警備事項」という。）に関しては、警備区域内に所在する当該方面総監の指揮系統外の部隊等を指揮するものとする。ただし、治安出動及び災害派遣に関する計画の作成についての指揮関係については別に定めるところによるものとする。

（警備地区）

第2条 方面総監は、警備事項のうち所要の事項に関する職務を、隷下の師団長又は旅団長に行わせるため警備区域を警備地区に区分するものとする。ただし、方面総監が、特に必要と認める場合は、警備事項に関する職務を、方面総監が自ら行う警備地区を設けることができる。

（警備区域の区分の承認）

第3条 方面総監は、警備区域を警備地区に区分しようとする場合には、その名称、責任者及び区域について、防衛大臣の承認を受けるものとする。

2 方面総監は、前項の名称、責任者又は区域を変更しようとする場合においても、防衛大臣の承認を受けるものとする。

（委任）

第4条 この訓令に定めるもののほか、警備区域に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年10月13日陸上自衛隊訓令第21号）

- 1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の陸上自衛隊訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成11年3月19日防衛庁訓令第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。